

○義務標準法に規定する学級編制の標準の数

<小・中学校>

同学年で編制する学級	小学校 35人	中学校 40人
複式学級(2学年)	16人 (1年生を含む場合8人)	8人
特別支援学級	8人	8人

<特別支援学校(小・中学部)>

6人 (重複障害 3人)

《参考》

○小学校設置基準(文部科学省令)

(一学級の児童数)

第四条 一学級の児童数は、法令に特別の定めがある場合を除き、四十人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

(学級の編制)

第五条 小学校の学級は、同学年の児童で編制するものとする。ただし、特別の事情があるときは、数学年の児童を一学級に編制することができる。

○学級編制における国、都道府県、指定都市、市町村の関係

国

○ 学級編制の標準を設定 <義務標準法>都道府県
教委○ 国が定める標準を踏まえ、学級編制の基準を設定市町村
教委○ 都道府県が定める基準を踏まえ、学校の児童生徒の実態に応じ、柔軟に学級を編制指定都市
教委